

# 金融取引と消費者保護

## - 預金口座と高齢者への見守り -

2016年11月7日

山梨県立大学

国際政策学部総合政策学科

澁谷 彰久

# 講演概要

銀行の決済機能や預金口座の仕組みを理解して、その法的機能を考える。

金融犯罪が生じる具体的な事例として、高齢者の銀行取引の課題と社会的な見守りの可能性について法的な検討をする。

キーワード：

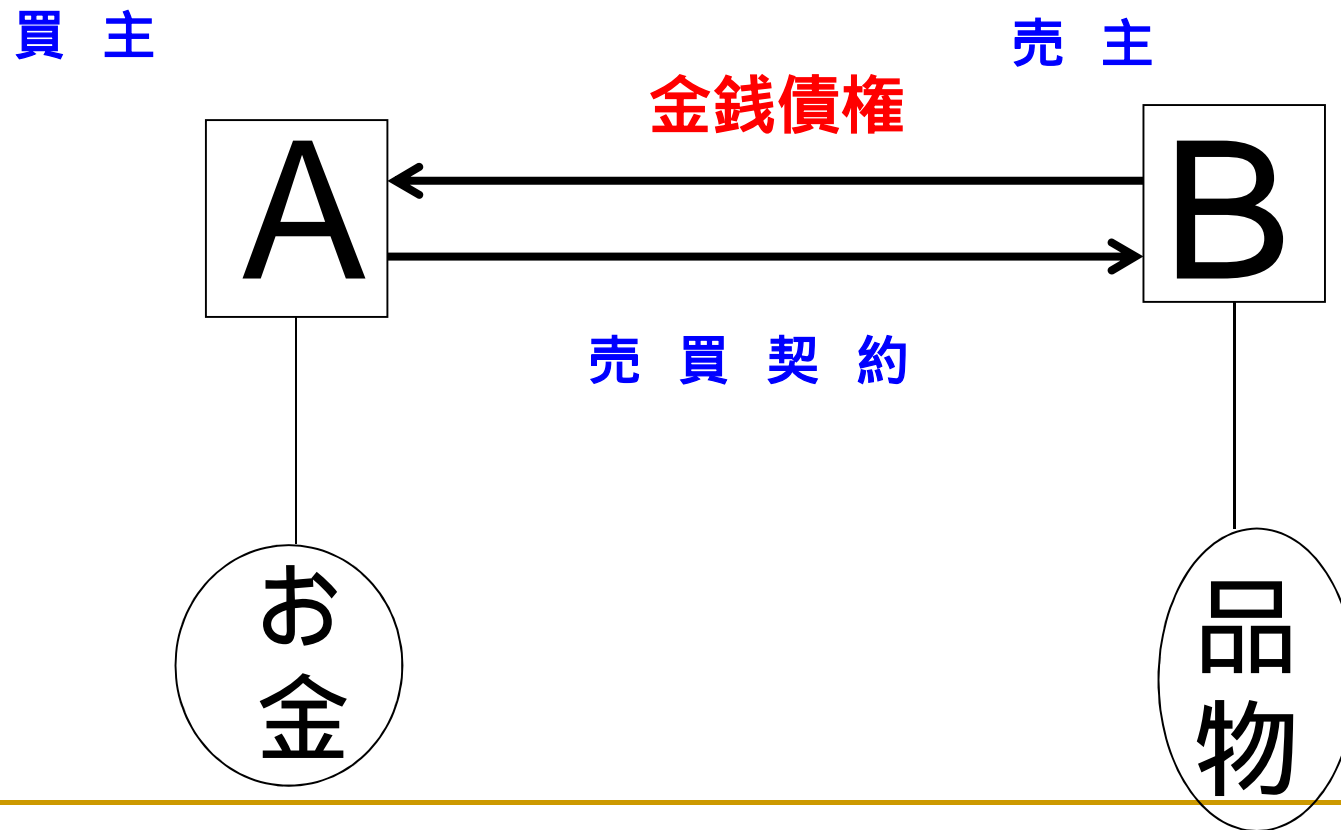
送金の機能、預金口座、なりすまし、パスワード、高齢者取引、成年後見制度、社会的支援

---

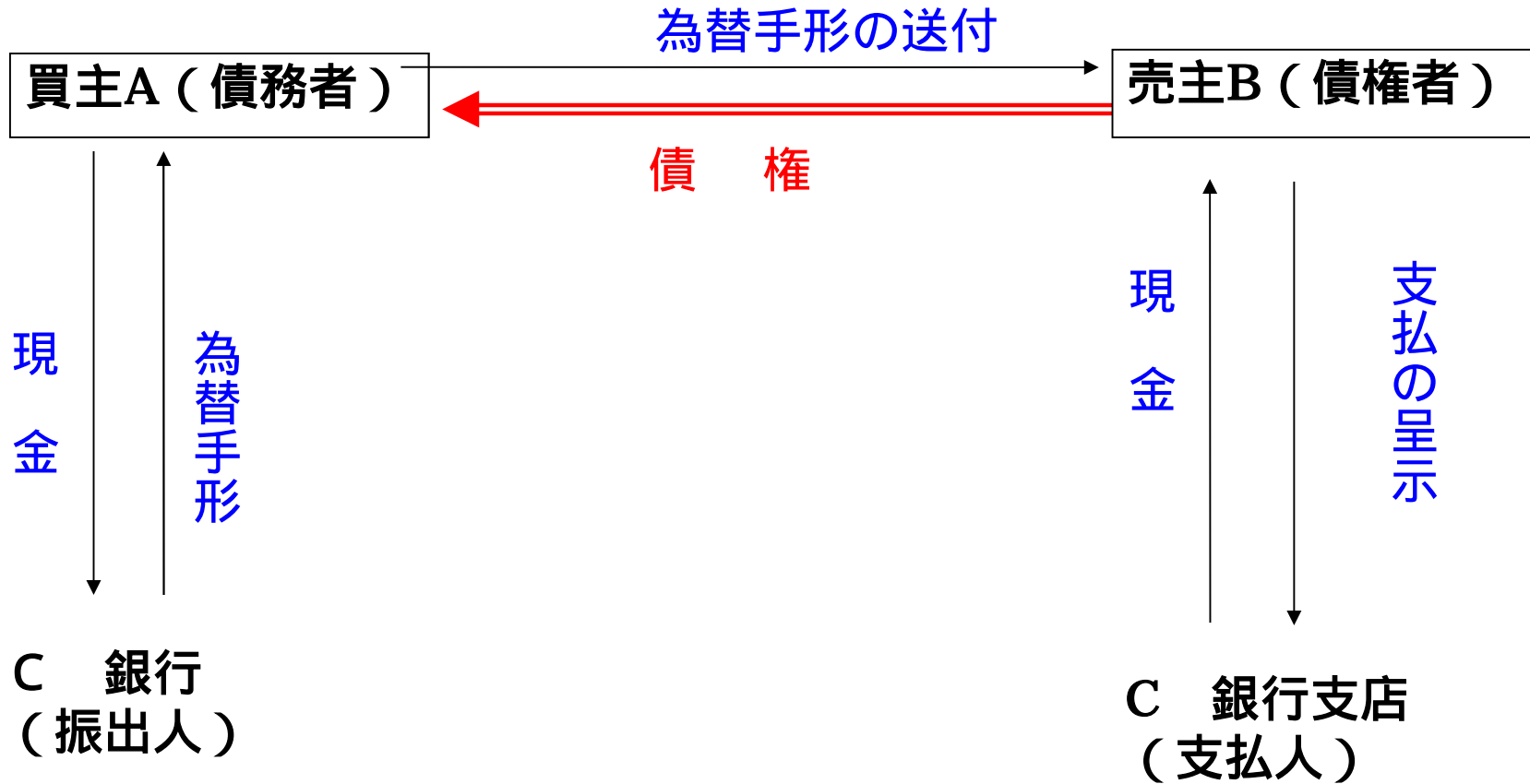
# 1. 銀行振り込みとは 決済手段(方法)の種類

- 現金
  - 現物
  - 小切手・手形
  - クレジット
  - 銀行振り込み
  - 電子マネー
-

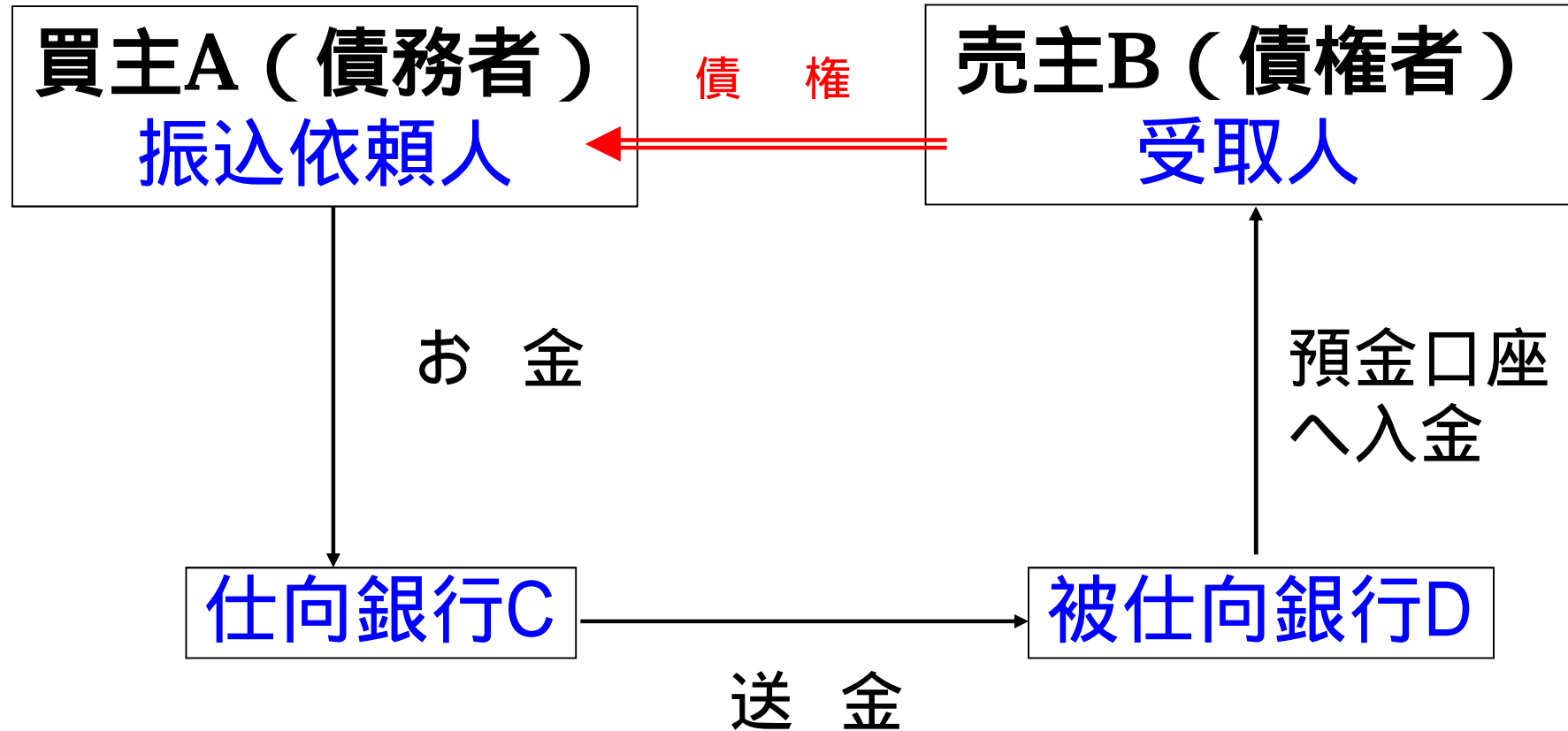
# お金と物の法律関係



# 送金為替手形の機能



# 銀行振込の法律関係



## 2. 預金とは

### (1) 預金契約の法的性質

- ・消費寄託契約 = 金銭その他の物を消費し、後日それと同種、同等、同量の物を返還する
- ・要物契約 = 当事者の合意と金銭の授受が行われてはじめて成立する
- ・諾成契約化「当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる(改正民法案657条)」

# 預金契約の性質

- 銀行が行う固有業務には預金の受入れ、資金の貸付、為替取引の3つがある(銀行法10条1項)が、一般に銀行取引における「預金」の意味は預金者が金銭を預け入れる行為(預金行為)を指す。金融機関において「預金商品」(例えば普通預金や定期預金)を顧客が利用する場合は「預金約款(例えば普通預金規定)」により「預金口座」を開設することになる。この預金約款による、金融機関と預金者の間で締結される、口座勘定設定契約を「預金契約」と呼ぶ。



## (2) 預金口座の管理機能

### (a) 識別管理機能 - 顧客の特定化 -

- 銀行における顧客管理上の識別番号として預金口座ごとに口座番号が採番される。支店番号と共に顧客管理のための顧客番号が別に使用される。ペイオフ、本人確認時の名寄せには届け出先の氏名・住所・生年月日の3つが識別要素となる。

### (b) 分別管理機能 - 口座の特定化 -

- 預金口座に入金された資金そのものは金銭的には混蔵保管となる。債権残高の個別管理には専用口座(特定の普通預金口座)による残高管理が必要となる。つまり、預金口座自体には金銭の分別管理機能はないが、口座単位では金銭を分別管理したのと同じ機能を、記帳上は果たすことができる。

### (c) 履歴管理機能 - 資金トレース -

- 口座の機能には時系列な記録、記帳が金融機関側でデータとして保管、トレースすることが実務上、可能である。これは、同一金融機関内における資金トレースのみならず、金融システム内であれば、可能な機能であるといえる。海外送金においても、コルレス銀行間では同様のトレーサビリティが保持されていると思われる。これは、一種の金融システムの「制度内」にけるトレース機能ともいえる。

## (3) 預金者認定の厳格化

### 本人確認の厳格化

ペイオフ解禁以降の銀行取引の変容は従来の預金取引にも影響を与えており、より厳格な取引相手の確認義務が銀行に求められている。特に、マネーロンダリング、金融機関の公共性等の観点から、取引実務においても預金の帰属につき利害関係を有しているのが一般的であって、本人確認が厳格に実施されている。

### 預金取引の実態の変化

金融機関では、「Know Your Customer」の原則がより重要となってきた。銀行の善管注意義務の中に、顧客を十分に把握し、その実在性、属性はもちろん取引の目的、意図も把握する必要がある。窓口に来る者だけでなく、誰が口座を真に利用し、誰がその口座から真に利益を得ているのか、を特定する「**真正利益者確定義務**」も国際標準になりつつある。

### 3. 盗まれた通帳と印鑑と銀行の義務

ケース:

通帳と印鑑をX宅から盗み出したYは、翌朝A銀行で預金を引き出した。

A銀行に過失はない。

- (1) A銀行はYに支払った現金の返還請求ができるか。
  - (2) XはA銀行に預金の払戻し請求できるか。
  - (3) XはYに対して現金の返還請求できるか。
-

---

# 債権の準占有者に対する弁済 受領権限のない者への弁済の効力

## 民法第478条

債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

---

# 盗難預金通帳等を用いた無権限者への払戻し(対面処理)

第三者が不正に入手した預金通帳を持参し、また、登録されたものと同じ印影が捺された払戻請求書を提示して、金融機関がこれに応じた場合、

- 真正な通帳を持参・提示している
- 払戻請求書に捺された印影を照合して相違が認められない
- 普通預金の払戻しでは、平面照合で相違が認められない

**注意義務を果たしたと認める。**

# 盗難預金通帳等を用いた無権限者への払戻し(機械処理)

無権限者がATMに盗難通帳を挿入して払戻しを受けた件につき、民法478条の適用可否

(最高裁平成15年4月8日第3小法廷判決・民集57巻4号337頁)

- ・ 非対面、すなわち機械払いであることをもって同条の適用は否定されない。
- ・ 機械払いによる無権限者への払戻しに民法478条の適用を主張するには、**オンラインシステム全体について、無権限者による払戻しを排除するように注意義務を果たすことが必要。**

---

# 預金者保護法

2000年ごろからスキミングによる偽造カードの作出と、これを用いた不正払戻しが多発し、社会問題化したのを受けて、**預金者保護法**が制定された。盗難カードや偽造カードを用いてなされた不正払戻しで個人の口座が損害を被った場合には、**民法478条を適用せず、金融機関が損害を補填することを規定**している。ただし、補填の対象となる範囲は現時点では限られている。

---

---

## 4 . 高齡者の金融取引

### (1). 意思能力と成年後見制度

判断力が十分でない者を定型化し、これに保護者を付けて能力不足を補い、法律行為が円滑になされ、保護者の権限を無視した行為を取り消しできるようにし、制限行為能力者の財産保護を図るもの。

( 未成年者・成年後見・保佐・補助 )

---



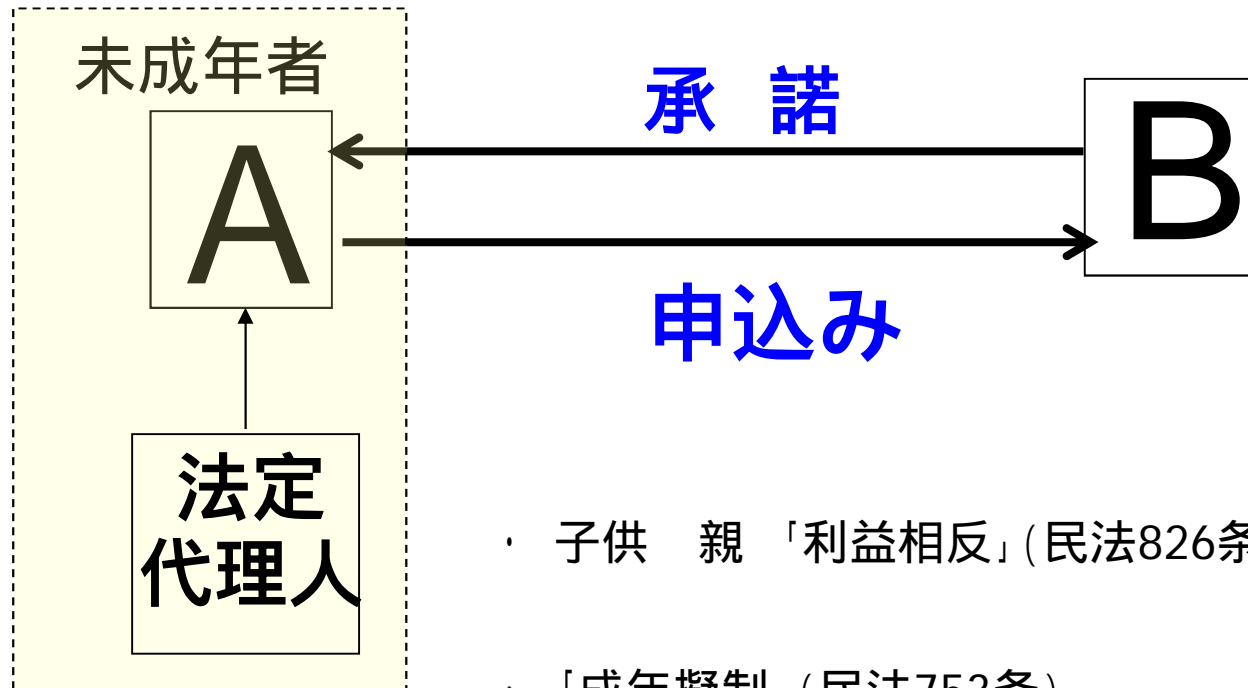
---

# 意思能力とは

- 法的な判断能力(事実)
- 民法第7条の「**事理を弁識する能力**」
- 問題となる意思表示や法律行為ごとに個別に判断される。一般的には、10歳未満の幼児や泥酔者、重い精神病や認知症にある者には、意思能力がないとされる。

# 未成年者

(民法第5条、6条)

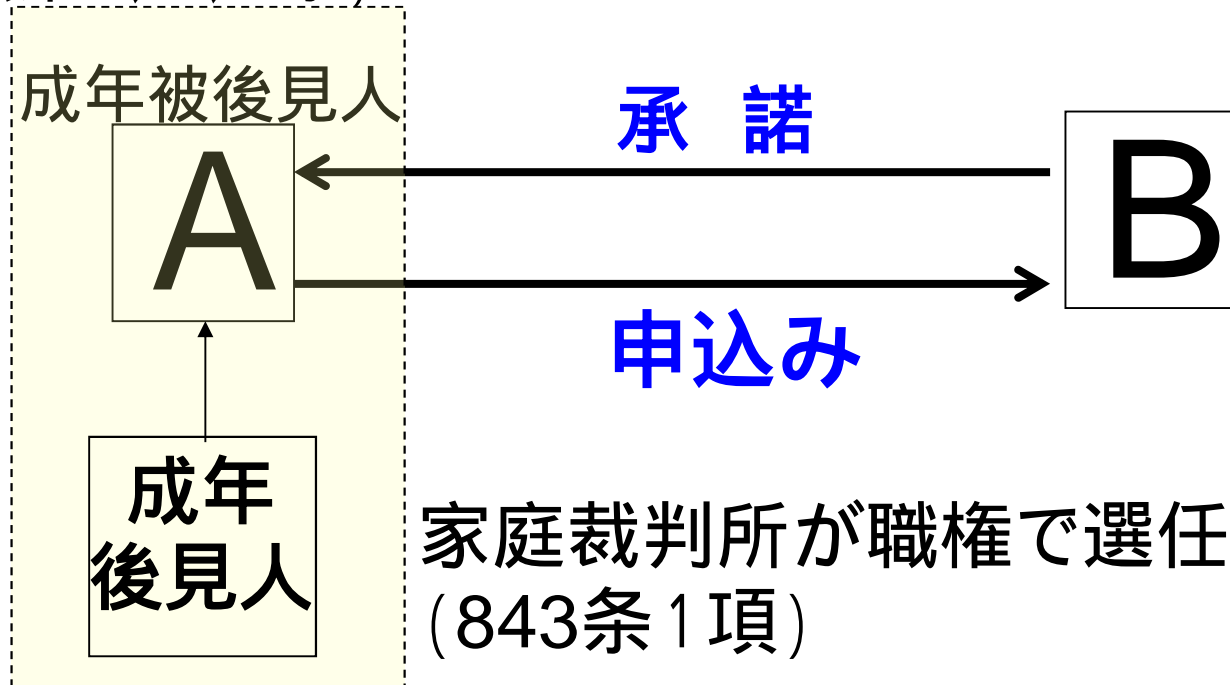


親権者(818条)  
後見人(838条1項)

- ・ 子供 親 「利益相反」(民法826条)
- ・ 「成年擬制」(民法753条)

# 成年被後見人

(民法第7、8、9条)

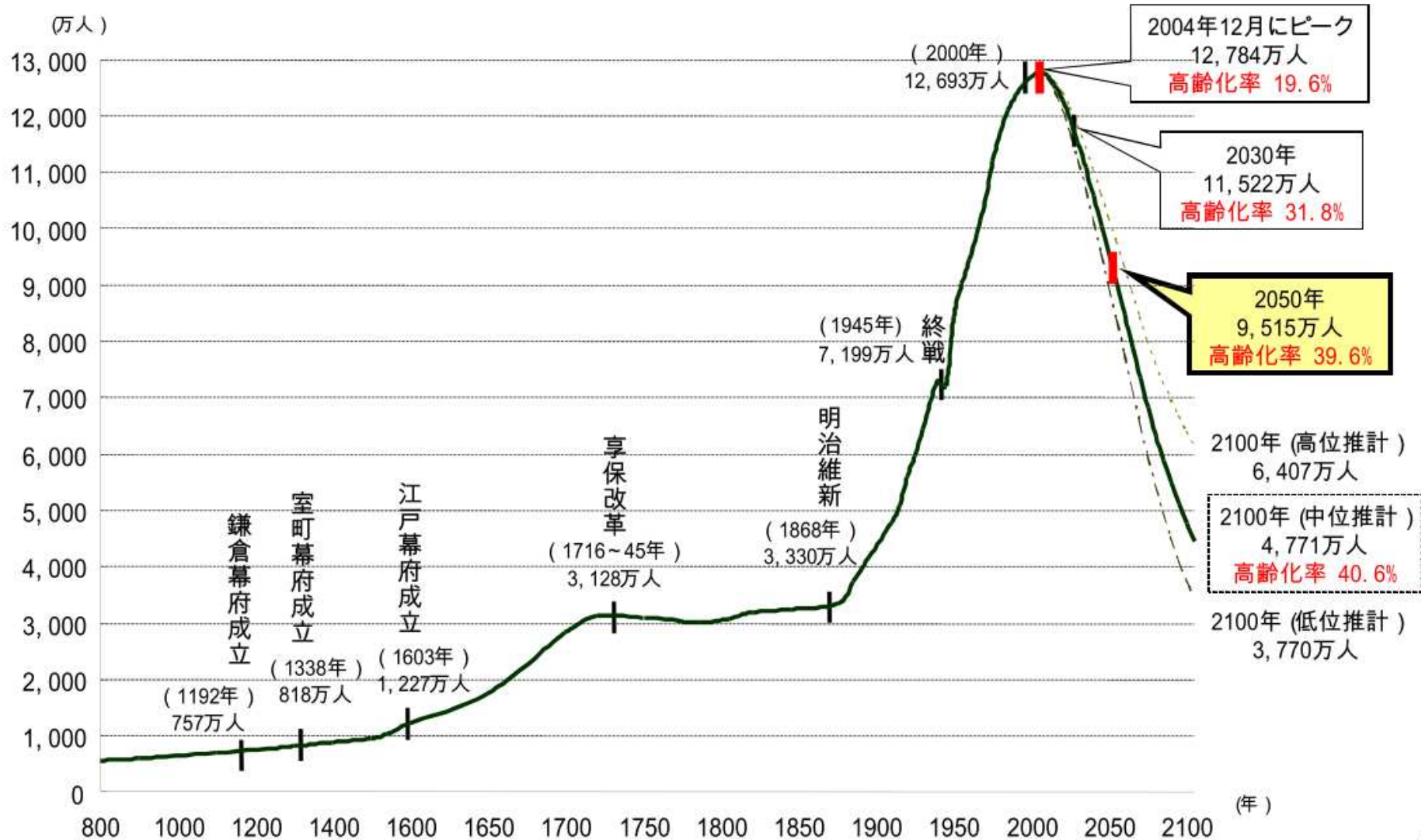


代理権(876条の4)・取消権(9条)

代理権の制限(859条の3)

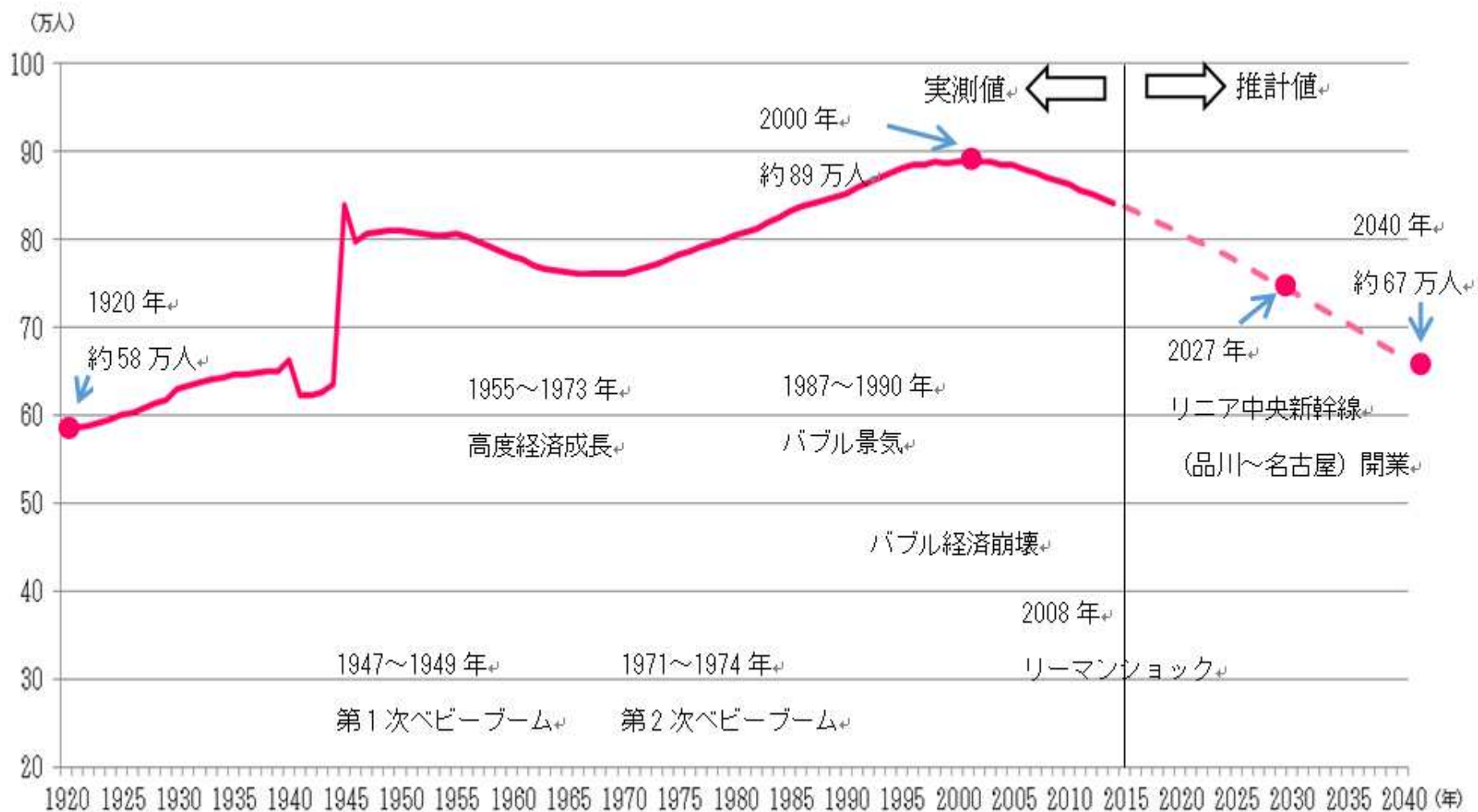
# 日本の総人口推移予測

(国土交通省「国土の長期展望に向けた検討の方向性について」(2010))



(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、同「平成12年及び17年国勢調査結果による補間推計人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに、国土交通省国土計画局作成

# 山梨県の総人口推移



出典：「国勢調査」（総務省）

「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

# 山梨県内の高齢者数

平成27年度高齢者福祉基礎調査概要 (平成27年4月1日現在)



県総人口851,205人

高齢者人口(65歳以上) 233,649人

高齢化率27.4% (全国26.4%)

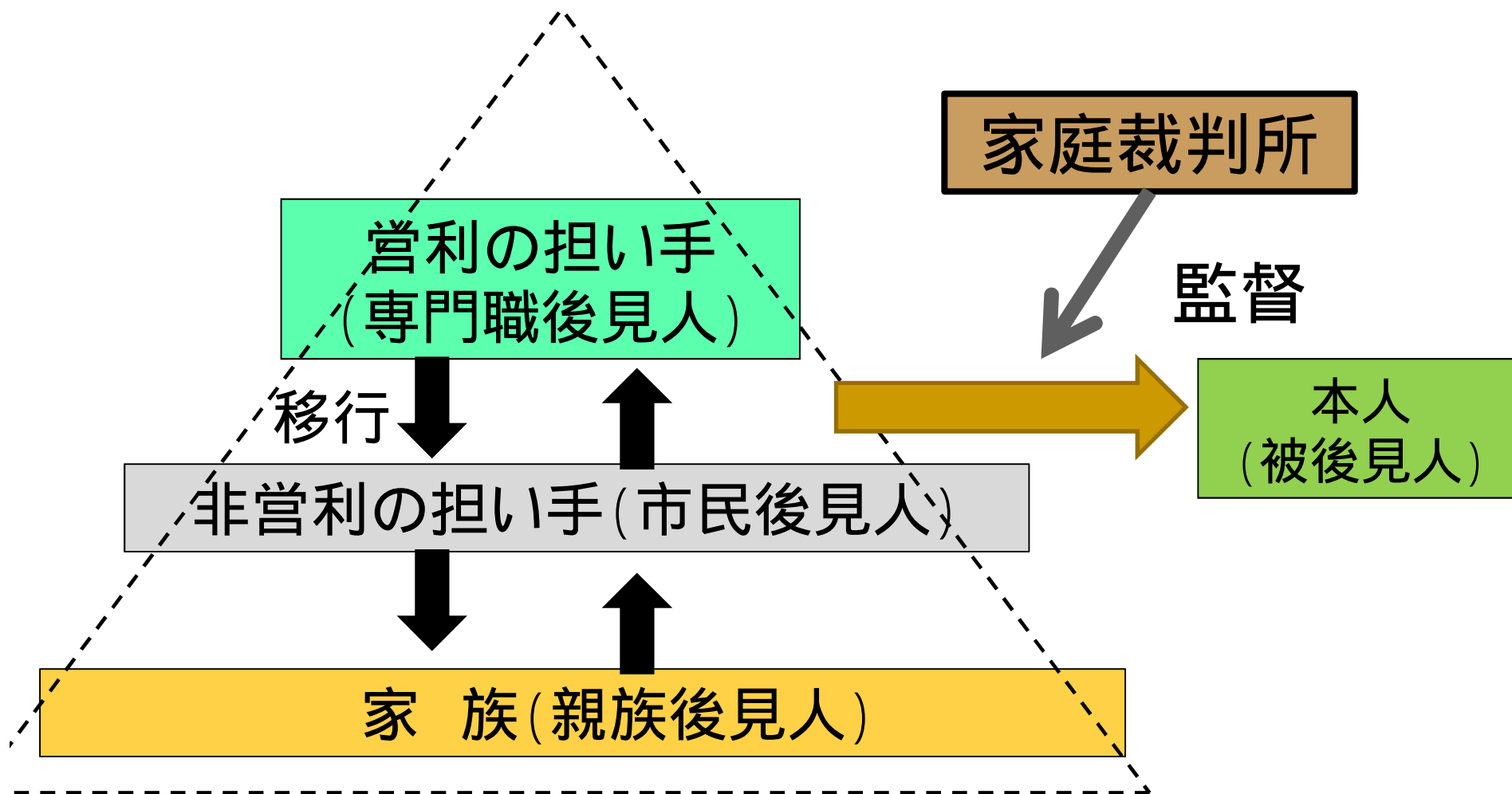
在宅ひとりぐらし高齢者数47,918人

(全高齢者の20.5%)

在宅寝たきり高齢者数8,208人(同 3.5%)

認知症高齢者数25,543人(同 10.9%)

## (2) 地域の中の市民後見人の役割



# 地域の社会資源

## 非営利団体資源

- ボランティア
- 社会福祉協議会
- 高齢者・障害福祉サービス

- 法律・会計専門職
- 医療機関・薬局
- コンビニ・商店・宅配便
- 地域金融機関

## 営利団体資源

## 個人的資源

- 地域
- お隣さん・ご近所
- 親類

- 消防署・警察署
- 市役所・保健所
- 保健・医療・福祉相談

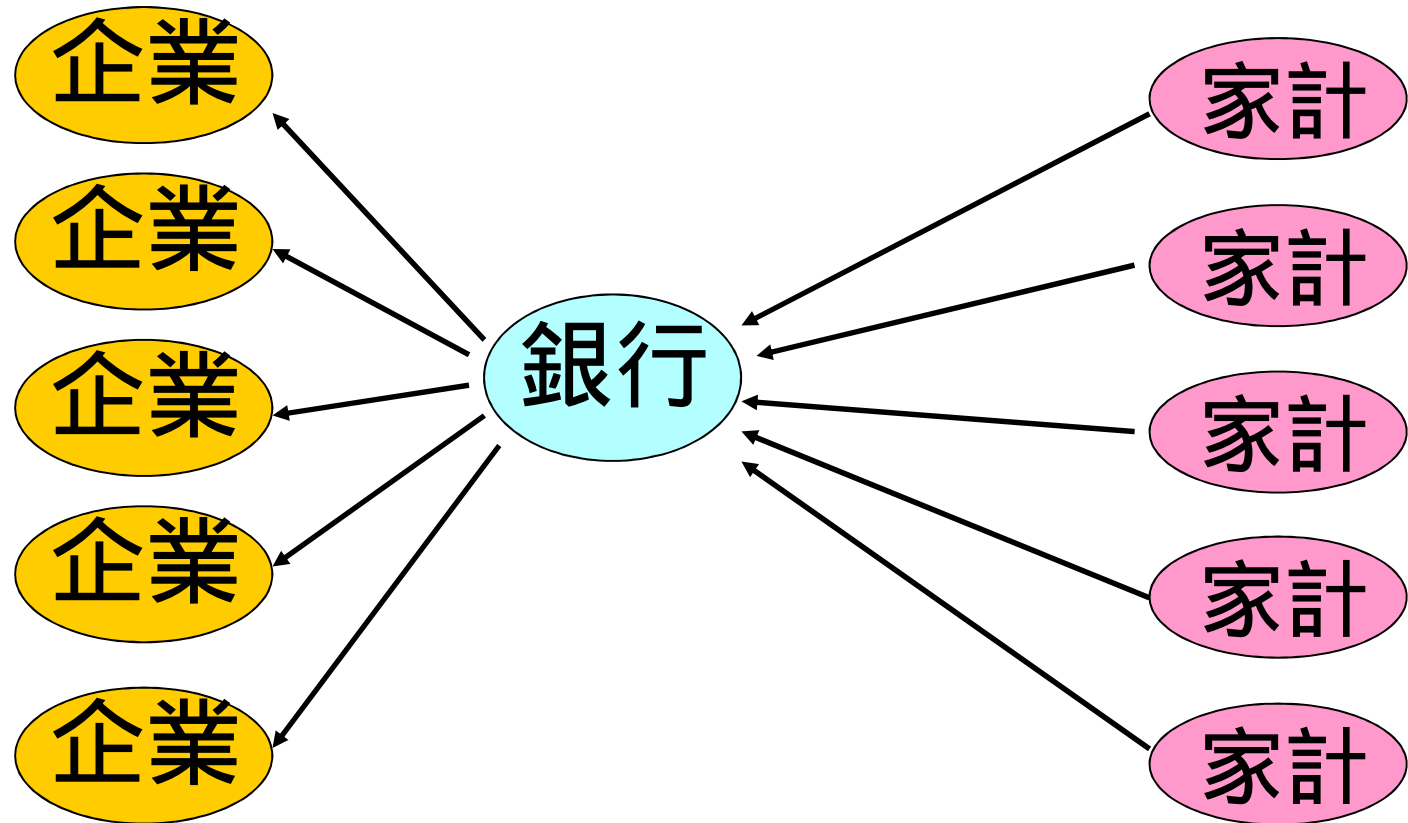
## 公的資源



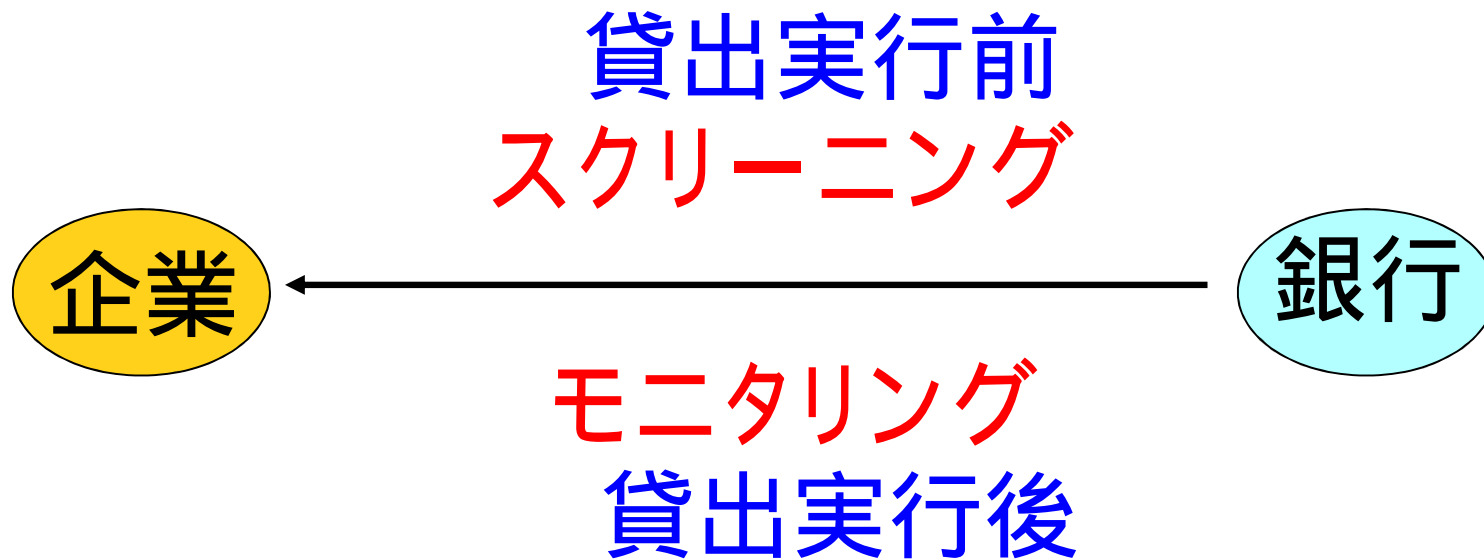
## 5. 銀行の機能

### 銀行のリスク変換機能 企業への貸出

- リスク分散



# 信用リスクの管理



---

**(最後に) . 社会に出てから必要な力**

- ・ **世の中の仕組みを知ること**
  - ・ **相手のことをよく知ること**
  - ・ **誠実な価値判断ができること**
-

---

# 法律の面白さと難しさ

## 1 バランス感覚

「利益考量」という考え方

一つの価値だけで判断するのではなく、いくつかの価値をバランス(比較)させて判断すること。

そのためには、様々な価値をバランスさせて、具体的な問題についての解決を図ることになる。

---

---

## 2 説得性

様々な価値を比較することは、一つの問題に対して議論する必要がある。問題の解決には「説得力」が必要となる。

## 3 想像力

社会においてどういう問題が存在しているのかを考えること。また、こういう解決をする、こういう立場に立てば、社会的にはどういう反応があるか、一般の人は、裁判官はどう考えるのか、という「想像力」が必要。

---

ご清聴ありがとうございました